

前橋市 高齢者福祉サービスのあらまし

◆日常生活での支援サービス

おむつサービス	10
出張理・美容サービス	10
布団丸洗・乾燥サービス	11
高齢者支援配食サービス	12
生活管理指導短期宿泊	12
ひとり暮らし高齢者公衆浴場無料入浴券	12
はり・きゅう・マッサージ施術料助成	13
高齢者等ごみ出し支援事業（こんにちは収集事業）	13

◆介護保険非該当（自立）者の支援サービス

生活支援型訪問家事援助	14
自立高齢者日常生活用具給付	14

◆住宅等の援助

高齢者住宅改造費補助	15
建築士による無料建築相談	15

◆見守り等のサービス

高齢者電話訪問・相談センター	16
緊急通報システム	16
ひとり暮らし高齢者訪問	16
避難行動要支援者制度	17
詐欺被害等防止機能付き電話機の購入補助（先着順）	18

◆認知症の高齢者等の支援サービス

GPS端末貸出事業	19
事前登録制度	19
認知症高齢者等成年後見制度開始審判の市長申立て	19
認知症高齢者等成年後見制度利用助成	20
運転免許証自主返納支援事業	20
行方不明者の手配（メール配信）	21

◆移動支援に関するサービス

マイタク（でまんど相乗りタクシー）	22
福祉有償運送	22
介護車両購入費補助	23
思いやり駐車場利用証	24

◆祝金や介護者への慰労金など

敬老祝金贈与	25
長寿者祝品贈呈	25
高齢者介護慰労金	25

◆施設サービス

養護老人ホーム	26
---------	----

◆その他のサービス

老人福祉センター	27
みやぎふれあいの郷	27
老人クラブ活動費補助	27
ぐんまちよい得シニアパスポート	28
前橋市介護予防活動ポイント制度	28
シルバー人材センター	29
安心カード	29

日常生活での支援サービス

●おむつサービス

内 容	<p>在宅のねたきり状態又は認知症等によりおむつで排泄をする高齢者におむつを支給することにより、日常生活を支援し、介護者及び家族の心身的、経済的負担の軽減を図ります。</p> <p>〔サービス内容〕</p> <p>対象者1人につき1か月当たり3,000円分のおむつを給付します。</p> <p>おむつは1年度を4回に分けて対象者宅まで事業者が配送します。</p>
対象者・条件等	<p>前橋市に居住し、住民登録がある在宅で過ごす65歳以上の高齢者で、要介護3、4又は5の方</p> <p>※施設入所や入院をしている方、ショートステイの利用日数及び小規模多機能型居宅介護の宿泊日数の合計がひと月のうち15日を超えている方は、対象外です。</p> <p>※前橋市重度心身障害児・者おむつサービス、前橋市重度心身障害児・者日常生活用具給付等事業のおむつを支給されている方は、対象外です。</p>
利用の方法	<p>サービスを希望される方は、前橋市要介護高齢者おむつサービス申請書により申請してください。</p>
費 用	無料
問い合わせ	長寿包括ケア課 長寿計画係 TEL027-898-6134

●出張理・美容サービス

内 容	<p>在宅のねたきり高齢者等に対し、出張理・美容サービスを実施することにより、衛生的で快適な生活の維持を図ります。</p> <p>〔サービス内容〕</p> <p>対象者1人につき出張理・美容サービス利用券を年4枚交付します。</p> <p>理容サービス：散髪・顔そり・洗髪</p> <p>美容サービス：カット・シャンプー・ブロー</p>
対象者・条件等	<p>前橋市に居住し、住民登録がある在宅で過ごす65歳以上の高齢者で、要介護3、4又は5の方</p> <p>※施設入所や入院をしている方、ショートステイの利用日数及び小規模多機能型居宅介護の宿泊日数の合計がひと月のうち15日を超えている方は、対象外です。</p>
利用の方法	<p>サービスを希望される方は、前橋市在宅ねたきり高齢者等出張理・美容サービス申請書により申請してください。</p>
費 用	無料
問い合わせ	長寿包括ケア課 長寿計画係 TEL027-898-6134

●布団丸洗サービス

内 容	<p>ねたきり高齢者等で必要と認める方の布団の丸洗いを実施します。</p> <p>〔サービス内容〕 年3回（7月、11月、3月を予定）サービスを実施します。</p> <p>〔順序〕</p> <p>① 前日までに業者から確認の電話をします。 ② 当日午前中に業者がご自宅へ伺い、寝具を預かり、工場で丸洗い処理します。 ③ 夕方にご自宅へ寝具を返却します。</p> <p>〔対象寝具〕 敷き布団1枚、掛け布団2枚、マットレス1枚、毛布2枚、カイマキ1枚の合計7枚まで</p>
対象者・条件等	<p>65歳以上の高齢者のみで生活をしていて（高齢者のみの世帯）、市民税非課税世帯に属する方で次のいずれにも該当する方</p> <p>① 在宅者 ② 失禁等により汚れた寝具の衛生管理が困難であり、サービスが必要と認められる方</p>
利用の方法	市へ相談→申請→調査→利用の流れとなります。
費 用	無料
問い合わせ	長寿包括ケア課 長寿計画係 TEL027-898-6134

●布団乾燥サービス

内 容	<p>ひとり暮らし高齢者等で必要と認める方の布団の乾燥を実施します。</p> <p>〔サービス内容〕 月1回（申請日の翌月から開始）サービスを実施します。</p> <p>〔順序〕</p> <p>① 前日までに業者から確認の電話をします。 ② 当日午前中に業者がご自宅へ伺い、寝具を預かり、工場で乾燥処理します。 ③ 夕方にご自宅へ寝具を返却します。</p> <p>〔対象寝具〕 敷き布団1枚、掛け布団2枚、マットレス1枚、毛布2枚の一式6枚</p>
対象者・条件等	<p>65歳以上の高齢者のみで生活をしていて（高齢者のみの世帯）、市民税非課税世帯に属する方で次のいずれにも該当する方</p> <p>① 在宅者 ② 布団を干すことが困難であり、サービスが必要と認められる方</p>
利用の方法	市へ相談→申請→調査→利用の流れとなります。
費 用	無料
問い合わせ	長寿包括ケア課 長寿計画係 TEL027-898-6134

●高齢者支援配食サービス

内 容	在宅で調理をすることが困難な高齢者や低栄養の予防・改善が必要な高齢者に対し、身体の状態を考慮した食事を定期的に提供することにより、食の自立の支援と見守りを行います。
対象者・条件等	65歳以上の高齢者で、事業対象者又は要支援認定若しくは要介護認定を受けている人で、次の①か②のどちらかに該当し、③と④の条件を満たす人 ① 低栄養のリスクがある人（BMI 18.5未満かつ6か月以上で2kg以上の体重減少あり） ② 買い物や調理が困難で見守りが必要な人で、ひとり暮らし若しくは高齢者のみの世帯又は日中ひとりの人 ③ 介護保険料の滞納がない人 ④ ケアマネジメントの結果、配食の必要性がある人
利用の方法	担当の介護支援専門員（ケアマネジャー）又は地域包括支援センター、ランチにご相談ください。申請手続きは担当者が行います。
補助費用	1食500円（おかずのみは450円）以上の食事に200円を補助
回 数	ケアマネジメントの結果、配食の必要がある曜日と回数
問い合わせ	長寿包括ケア課 介護予防係 TEL027-898-6133

●生活管理指導短期宿泊

内 容	基本的な生活習慣の維持が難しいひとり暮らし高齢者等を養護老人ホーム等で一時的に預かって指導・支援を行い、基本的な生活習慣の確立が図れるよう援助します。
対象者・条件等	おおむね65歳以上の要介護・要支援の認定を受けていない方で、社会生活上、自立した生活を営むことが困難な方
利用の方法	入所が必要な方にご相談ください。
費 用	本人の負担は1泊当たり1,730円です。
問い合わせ	長寿包括ケア課 地域支援係 TEL027-898-6275

●ひとり暮らし高齢者公衆浴場無料入浴券

内 容	ひとり暮らし高齢者に対し公衆浴場（組合加入の3浴場）で利用できる無料入浴券を交付します。 〔交付枚数〕年36枚
対象者・条件等	65歳以上のひとり暮らし高齢者で希望する方
利用の方法	長寿包括ケア課窓口にて申請、又は長寿包括ケア課長寿計画係までお電話にて申請してください。
費 用	無料
問い合わせ	長寿包括ケア課 長寿計画係 TEL027-898-6134

●はり・きゆう・マッサージ施術料助成

内 容	申請された方に前橋市高齢者はり・きゆう・マッサージサービス共通割引券を年7枚交付します（1枚あたり1,000円を助成）。対象の施術所で、2,500円相当のサービス1回につき割引券を1枚利用できます。
対象者・条件等	70歳以上で希望する方
利用の方法	長寿包括ケア課窓口にて申請、又は長寿包括ケア課長寿計画係までお電話にて申請してください。
費 用	無料
問い合わせ	長寿包括ケア課 長寿計画係 TEL027-898-6134

●高齢者等ごみ出し支援事業（こんにちは収集事業）

内 容	前橋市在住の人で、要介護認定を受けているなど一定の要件に該当している人を対象に、ごみの排出支援と安否確認のため、戸別収集とともに声掛けを行います。 ※施設入所や親族との同居、逝去等で支援が不用になった場合には、必ず問い合わせ先に連絡をしてください。
対象者・条件等	次の(1)～(3)全てに該当する方を対象とします。 (1) 次のア～エのいずれかに該当していること ア 介護保険の要支援若しくは要介護の認定を受けているか、又は介護予防・生活支援サービス事業対象者とされている人 イ 身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が1級で肢体不自由又は視覚障害の人 ウ 療育手帳の交付を受け、その障害の程度がAの人 エ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、その障害の程度が1級の人 (2) 家庭ごみをごみ集積場所に自ら出すことが困難であるとともに、親族や近隣住民によるごみ出しの協力が得られないこと (3) ひとり暮らしであること（同居者がいる場合は、同居者全員が(1)のア～エのいずれかに該当するときに限り、この要件を満たすものとします。）
利用の方法	前橋市こんにちは収集登録申請書に、介護保険証や障害者手帳等の写しを添付して、次の窓口へ申請してください。 〔ごみ減量課、西部清掃事務所、長寿包括ケア課、介護保険課、障害福祉課、各支所・市民サービスセンター〕 ※同居者がいる場合は、同居者の介護保険証や障害者手帳等の写しも添付してください。 ※申請書の提出から支援開始までは、おおむね2か月～2か月半程度かかります。
費 用	無料
問い合わせ	ごみ減量課 企画管理係 TEL027-898-6273

介護保険非該当（自立）者の支援サービス

●生活支援型訪問家事援助

内 容	家庭にホームヘルパーを週1回1時間程度派遣し、共に家事を行うことにより自立生活を継続することが出来るよう援助します。 〔サービス内容〕 家事援助、相談・助言
対象者・条件等	親族や近隣住民の支え合い・支援サービスなどが受けられない方で、介護保険を利用していない60歳以上65歳未満の高齢者のみで生活している方
利用の方法	市へ相談→申請→調査→利用の流れとなります。
費 用	20分以上45分未満180円、45分以上230円
問い合わせ	長寿包括ケア課 地域包括ケア推進係 Tel 027-898-6276

●自立高齢者日常生活用具給付

内 容	生活補助用具を利用しないと今後の日常生活継続が困難と認められる、在宅の自立高齢者に対し、必要な用具を給付します。 〔給付用具及び基準額〕 <ul style="list-style-type: none"> ・歩行支援具 杖 3,000円以内 ・歩行支援具 シルバーカー 15,000円以内 ・手すり ※取り付け工事を伴わないもの 60,000円以内 ・スロープ ※取り付け工事を伴わないもの 60,000円以内 ・入浴補助具 滑り止めマット 8,000円以内 ・入浴補助具 手すり 12,000円以内 ・入浴補助具 入浴用いす 10,000円以内 ・補聴器 ※イヤホン式又はレシーバー式 25,000円以内 ・助聴器 ※イヤホン式又はレシーバー式 25,000円以内 <p>※当該年度で市負担額60,000円を上限金額とし、複数の用具申請をすることができます。ただし、杖とシルバーカー、補聴器と助聴器については、同時に申請することはできません。</p> <p>※既に給付を受けた用具の再申請をすることはできません。</p>
対象者・条件等	65歳以上で介護保険制度を利用していない在宅の方
利用の方法	市へ相談→申請→調査→利用の流れとなります。
費 用	給付費用の1割を自己負担額とします。
問い合わせ	長寿包括ケア課 長寿計画係 Tel 027-898-6134



住宅等の援助

●高齢者住宅改造費補助

内 容	<p>高齢者の安全、利便を配慮し家屋を改造する場合に補助金を交付します。 ※新築・増築は対象外 [対象工事項目] ①手すりの取付け ②段差の解消 ③床又は通路面の材料の変更 ④引き戸等への扉の取替え ⑤和式便器から洋式便器等への便器の取替え ⑥廊下・便所等のスペース拡張 ⑦便所・浴室と寝室等の距離の短縮</p>
対象者・条件等	<p>次の①から③をすべて満たす方 ① 60歳以上で前橋市に居住し、住民登録がある方 ② 貯金等の資産が単身者は1,000万円以下、配偶者がいる場合は合計2,000万円以下の方 ③以下のA又はBに当てはまる方 A：要介護2以上で、生計中心者の前年所得税課税年額が8万円以下の方 B：要支援1、要支援2又は要介護1の方で、60歳以上のみの世帯で、世帯員全員が前年所得税非課税の方</p> <p>※世帯とは、住民基本台帳法の世帯ではなく、居住実態での世帯です。 ※配偶者には、世帯分離をしている配偶者又は内縁関係の者を含みます。 ※介護保険制度が利用できる場合は、介護保険が優先となります。</p>
利用の方法	<p>工事着工前に申請が必要です。 まず、補助を受ける資格確認のため、「前橋市高齢者住宅改造費補助資格確認届」に預貯金等の資産の金額が確認できる書類を添えて提出してください。</p>
費 用	<p>[補助率] 該当工事費用の5/6 [補助限度額] 50万円 ※ただし、対象工事項目一つあたりの補助額は、30万円が限度です。</p>
問い合わせ	<p>長寿包括ケア課 介護予防係 TEL027-898-6133</p>

●建築士による無料建築相談

内 容	<p>住宅建築の間取り等の相談に群馬県建築士事務所協会の建築士がお答えします（予約制）。ぐんま住まいの相談センターのスタッフによる電話相談・窓口相談もあります。</p>
対象者・条件等	<p>[建築士の建築相談] 概ね毎月第4土曜日の13:00～15:00に開催 [電話相談・窓口相談] 月曜日～日曜日の8:30～17:15</p>
利用の方法	<p>ぐんま住まいの相談センターへお電話ください。</p>
費 用	<p>無料</p>
問い合わせ	<p>ぐんま住まいの相談センター TEL：027-210-6634 住所：前橋市紅雲町一丁目7番12号（住宅公社ビル1階）</p>

見守り等のサービス

●高齢者電話訪問・相談センター

内 容	〔電話訪問〕ひとり暮らし高齢者等に定期的な電話訪問を行います。 〔電話相談〕相談員が高齢者に関する相談（高齢者自身の悩み、介護に関する悩みなど）に応じます。
対象者・条件等	〔電話訪問〕おおむね65歳以上の高齢者で、安否の確認が必要な方（登録制） 〔電話相談〕前橋市内に在住の方で高齢者に関する相談や話を聞いて欲しい方
利用の方法	利用を希望される方は、下記の申し込み先までお問い合わせください。 〔申し込み先〕 前橋市社会福祉協議会 地域福祉係 TEL027-237-1112
費 用	無料
問い合わせ	長寿包括ケア課 地域支援係 TEL027-898-6275

●緊急通報システム

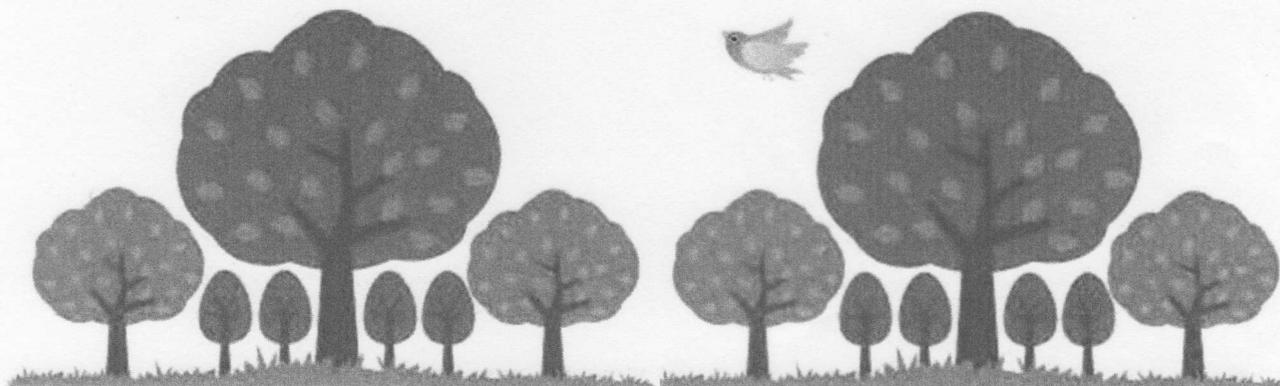
内 容	緊急ボタンを押すと委託業者の受信センターにつながり、緊急時は協力員に連絡を行います。月1回の安否確認も行います。
対象者・条件等	生活保護世帯又は市民税非課税世帯であり、下記のいずれかに該当する方 ① 75歳以上のひとり暮らし世帯 ② 65歳から74歳で、事業対象者又は要支援・要介護認定を受けているひとり暮らし世帯 ③ 世帯全員が健康状態、身体状況若しくは日常生活動作に支障があるか又は定期的に安否の確認を行う必要がある世帯で次のいずれかに該当するもの A 世帯全員が65歳以上の世帯 B 65歳以上の者と重度の身体障害者の世帯
利用の方法	長寿包括ケア課 地域支援係へご相談ください。
費 用	無料（ただし貸与品を紛失又は破損した場合には実費がかかることがあります）
問い合わせ	長寿包括ケア課 地域支援係 TEL027-898-6275

●ひとり暮らし高齢者訪問

内 容	老人クラブの会員及びボランティアが、ひとり暮らしの高齢者を訪問し、声かけ等を行うことにより、高齢者の安否を確認し、孤独感を和らげ、住みなれた地域環境の中で自立して健康的な明るい生活が送れるよう援助します。
対象者・条件等	70歳以上のひとり暮らし又はこれに準ずる高齢者のうち本事業適用が必要な方
利用の方法	サービスを希望される方は、下記の申し込み先までお問い合わせください。 〔申し込み先〕 前橋市老人クラブ連合会事務局 TEL027-219-0777
費 用	無料
問い合わせ	長寿包括ケア課 長寿計画係 TEL027-898-6134

●避難行動要支援者制度

内 容	<p>災害発生時に自力で避難することが困難な方の情報を事前に登録しておき、日頃の見守り活動や、もしものときの助け合いにつなげることを目的とした制度です（市で避難を保証する制度ではありません）。</p> <p>登録された情報を名簿にして自主防災会（自治会）、民生児童委員、消防署、消防団、警察署、前橋市社会福祉協議会へ配布します。</p>
対象者・条件等	<p>①介護保険制度に基づく要介護認定が、3、4、5の方 ②身体障害者手帳を有する方のうち、障害の程度が1級、2級の方 ③療育手帳を有する方のうち、障害の程度がAの方 ④精神障害者保健福祉手帳を有する方のうち、障害の程度が1級の方 ⑤上記①～④に該当しない方で、自力避難が困難であると市に申し出て、市が支援の必要性を認めた方</p> <p>※介護施設等に入居している方や、同居のご家族等により常に避難支援が受けられる方は、制度登録の対象外となります。</p>
利用の方法	<p>避難行動要支援者登録申請書兼個人情報提供同意書を、次の窓口へ申請してください。（申請書の配布も行っています）</p> <p>（防災危機管理課（市役所3階）、長寿包括ケア課（市役所2階） 社会福祉課、介護保険課（市役所1階） 保健予防課、障害福祉課（保健所1階） 各支所・市民サービスセンター）</p> <p>※郵送又はFAXでも申請できます。申請書を下記まで送付してください。</p> <p>〒371-8601 前橋市大手町二丁目12番1号 前橋市役所 総務部 防災危機管理課 FAX：027-221-2813</p>
費 用	無料
問い合わせ	防災危機管理課 危機管理係 Tel.027-898-5935



● 詐欺被害等防止機能付き電話機の購入補助（先着順）

内 容	高齢者の消費者トラブルや詐欺被害の未然防止を目的に、予防・抑止効果が期待できる、詐欺被害等防止機能がついた電話機の購入設置に対し補助を行います。
対象者・条件等	市内に住民登録し住んでいる人で、世帯全員が65歳以上の人 【対象電話機】 次の2つの要件を満たす新品の電話機 ① 電話の着信時に、電話の相手方に警告メッセージを発する機能があること ② 通話内容を自動的に録音する機能があること
利用の方法	購入する前に、電話で募集状況等を確認し、仮申請をおこなってください。先着順となります。
費 用	【補助額】 購入費の1/2（上限5,000円）100円未満切捨て ※電話機の設置費用、付属品の追加購入費用は除きます。
問い合わせ	消費生活センター TEL027-212-3260

